

第2次枚方市男女共同参画計画

アクションプログラム(平成23年度～平成27年度)

平成23(2011)年4月

枚 方 市

も く じ

I	第2次枚方市男女共同参画計画 アクションプログラムの概要	1
---	------------------------------	---

II アクションプログラム

基本目標1 人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する

基本方向 (1)	男女共同参画に関する理解の促進	3
基本方向 (2)	男女平等を推進する教育・学習の推進	3
基本方向 (3)	多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	4
基本方向 (4)	情報活用における男女共同参画の推進	5
基本方向 (5)	外国籍市民等への生活関連情報の提供	5

基本目標2 配偶者や恋人などからの暴力を根絶する

基本方向 (1)	DVなどの暴力の防止	6
基本方向 (2)	被害者に対する相談・支援対策の充実	7

基本目標3 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する

基本方向 (1)	生涯を通じた男女の健康支援	9
基本方向 (2)	男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者等への支援	9
基本方向 (3)	ひとり親家庭等への支援	10

基本目標4 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する

基本方向 (1)	安心して子育てや介護ができるための支援	11
基本方向 (2)	就業・起業・再就業したい人への支援	12
基本方向 (3)	雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保の推進	12
基本方向 (4)	働きながら、育児や介護ができる職場環境の整備促進	12

基本目標5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する

基本方向 (1)	政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進	13
基本方向 (2)	男女共同参画の視点に立った施策展開	13
基本方向 (3)	関係機関・市民団体等との連携強化	14
基本方向 (4)	市民参加による外部評価と計画の進行管理	14
基本方向 (5)	推進のための拠点施設機能の充実	14
基本方向 (6)	苦情処理・人権侵害相談体制の充実	14

4. 取り組み体系

基本目標 1

人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する

- 基本方向 (1) 男女共同参画に関する理解の促進
- 基本方向 (2) 男女平等を推進する教育・学習の推進
- 基本方向 (3) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
- 基本方向 (4) 情報活用における男女共同参画の推進
- 基本方向 (5) 外国籍市民等への生活関連情報の提供

基本目標 2

配偶者や恋人などからの暴力を根絶する

- 基本方向 (1) DVなどの暴力の防止
- 基本方向 (2) 被害者に対する相談・支援対策の充実

基本目標 3

生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する

- 基本方向 (1) 生涯を通じた男女の健康支援
- 基本方向 (2) 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者等への支援
- 基本方向 (3) ひとり親家庭等への支援

基本目標 4

仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する

- 基本方向 (1) 安心して子育てや介護ができるための支援
- 基本方向 (2) 就業・起業・再就業したい人への支援
- 基本方向 (3) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保の推進
- 基本方向 (4) 働きながら、育児や介護ができる職場環境の整備促進

基本目標 5

男女共同参画の仕組みづくりを推進する

- 基本方向 (1) 政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進
- 基本方向 (2) 男女共同参画の視点に立った施策展開
- 基本方向 (3) 関係機関・市民団体等との連携強化
- 基本方向 (4) 市民参加による外部評価と計画の進行管理
- 基本方向 (5) 推進のための拠点施設機能の充実
- 基本方向 (6) 苦情処理・人権侵害相談体制の充実

Ⅱ アクションプログラム

基本目標1 人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する

基本方向(1) 男女共同参画に関する理解の促進

- ①誰もが主体的に自分らしく生きていくことができる地域社会を目指し、男女共同参画の意義を周知し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みを行います。
- ②男女共同参画の意義の啓発にあたっては、リーフレットなどを活用し、男女共同参画推進条例や男女共同参画計画をはじめ男女共生フロアの周知を図ります。
- ③固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、講演会や各種講座の開催だけでなく、地域のNPOやボランティア団体、事業所との連携による、積極的な啓発や体験型学習を行うなど、多方面から取り組みます。

番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
1	男女共同参画啓発事業	固定的な役割分担意識を解消するため、男女共生フロアにおいて、男女共同参画週間事業など、性別を問わず、幅広い年齢の市民を対象とした、各種講演会、講座等を開催し、男女共同参画社会の意義の啓発を行う。	人権政策室
2	男女共同参画推進条例、男女共同参画計画の周知	NPOやボランティア団体、事業所との連携のもと、リーフレット、ホームページなどを活用し、条例、計画の周知を図る。	人権政策室
3	男女共生フロアの周知	リーフレット、ホームページなどを活用し、男女共生フロアで展開している事業の周知を図る。	人権政策室
4	男女共同参画社会づくり支援講座	NPOやボランティア団体と連携し、体験型も取り入れ、男女共同参画の啓発を行う。	人権政策室
5	事業所との連携による男女共同参画の啓発	事業所と連携し、リーフレットや情報誌などを活用し、男女共同参画の啓発を行う。	人権政策室

基本方向(2) 男女平等を推進する教育・学習の推進

- ①学校において、発達段階に応じ、適切な男女平等の教育が行なわれるよう、教職員研修に取り組むとともに男女平等教育指導事例集等の活用をすすめるなど、学習機会を十分に確保します。
- ②固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を活かす教育に取り組めます。
- ③学校運営においては、教員の男女別構成をバランスのとれたものにするために、女性管理職の割合の増加など、学校における方針決定の場への女性の参画を促進します。
- ④PTA活動や役員の構成において、働く男女の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点に立った活動が推進されるよう努めます。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
6	男女平等教育事例集等の活用	学校において、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の中で、男女平等教育指導事例集や副読本等の教材を活用し、男女平等や人権を守る教育を推進する。	教育相談課
7	教職員研修の実施	男女平等や人権を守る教育を推進するため、人権教育推進の中心となる教員に専門性向上のための研修を行うとともに、情報提供や実践資料の収集を行う。	教育研修課 教育相談課
8	固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育活動	学校での教科指導、進路指導、生徒指導など、学校教育全体を通じて、男女の役割についての固定的な考え方にとらわれず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む。	教育相談課 教育指導課
9	男女平等の視点に立った組織運営の推進	性別にとらわれない適材適所の人員配置を行うとともに、人材を育成し、管理職の資質向上を図る。	教職員課
10	P T A活動における男女共同参画の促進	P T A活動に働く男女の保護者の参画を促進し、ワーク・ライフ・バランスの観点からも男女共同参画の視点に立った活動が推進されるよう努める。	社会教育青少年課

基本方向(3) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

- ①子どもが、将来の目的意識を持ち、自らの人生において多様な選択を可能にする能力や主体的に進路を選択する能力を身につけることができるよう、学校園・家庭・地域の連携のもと、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく個性を伸ばす教育・学習を推進します。
- ②学校園・家庭・地域が連携し、性別にかかわらず子どもの基礎的な日常生活能力を育みます。
- ③国際社会における、男女共同参画に関する取り組みや多様な文化についての理解を促進します。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
11	職場体験学習	地域との連携のもと様々な職場体験学習を行い、生徒が性別にかかわらず将来への夢や抱負を持ち、学習への意欲を高める態度を育む。	教育相談課
12	家庭教育推進事業	親のあり方や子育てについての講座や子育て中の親同士や先輩の親との交流が促進される講座などを開催し、家庭教育への支援を図る。	社会教育青少年課
13	枚方子どもいきいき広場	これからの子どもの「生きる力」を育てていくことを目的に、地域団体や市民団体が、各小学校で主体的に取り組む児童健全育成事業に対して支援助成する。	社会教育青少年課
14	親子遊びの広場事業	公立幼稚園において、園庭や遊戯室などを開放し、幼児の安心安全な遊び場を提供し、保護者への子育て支援するとともに親子の遊びを通じて子どもの成長を図る。	教育指導課
15	男女共同参画に関する国際理解と多文化理解の促進	男女共同参画に関する国際的な状況や動向の情報収集を行い、情報誌等を活用し、わかりやすく情報発信するとともに、多文化理解の促進を図るための講座を開催する。	人権政策室

基本方向(4) 情報活用における男女共同参画の推進

①メディア・リテラシーの向上のため、講座等を開催するとともに、学校教育においても取り組みを推進します。

②市の刊行物等の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
16	メディア・リテラシーの啓発	メディア・リテラシーの向上を図るため、啓発講座を開催するとともに、学校において、情報を主体的に収集・判断等ができる能力の育成に努める。	人権政策室 教育相談課
17	男女共同参画の視点に立った表現の推進	ホームページやポスター、パンフレットなど、市の情報発信する場合、固定的な性別役割分担にとらわれず、男女共同参画の視点に立った表現を推進する。	全 課

基本方向(5) 外国籍市民等への生活関連情報の提供

①日本語が不自由な外国籍市民、及び外国出身の市民のため、市民サービス情報を外国語に翻訳して提供することで、必要な市民サービスを選択し、利用できるよう支援します。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
18	外国籍市民等への生活関連情報の提供	市民生活関連情報の外国語への翻訳、及び利用支援を行う。	人権政策室 広報課 文化観光課

基本目標 2 配偶者や恋人などからの暴力を根絶する

基本方向 (1) DVなどの暴力の防止

1 DVなどの暴力の防止に関する普及啓発

- ①DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの被害と加害の実態に対する理解を深めるよう啓発に取り組みます。
- ②高校・大学など教育機関との連携による、デートDVの防止策に取り組みます。
- ③誰もが加害者や被害者にならないため、暴力を伴わない人間関係の作り方や問題解決の方法を学ぶ人権学習を推進します。
- ④セクシュアル・ハラスメント対策については、市内の事業所では対応策の確立が可能となるように支援を行います。

番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
19	DVなどの暴力の防止啓発講座等の開催	DV、性犯罪、ストーカー行為、セクハラなどの暴力防止と被害者支援対策として、被害と加害の実態に対する理解を深めるため、講座の開催やリーフレットの配布等を行う。	人権政策室
20	デートDV防止啓発	市内高校、大学など教育機関、青少年育成団体との連携のもと、デートDV防止啓発、及び相談窓口の周知を図るため、リーフレット、カード等を作成し配布する。	人権政策室
21	人権学習の推進	人権に関する身近な課題解決を目指す取り組みを通して、子どもたちの自尊感情を育み、暴力によらない豊かな人間関係づくりを進めるため、学校園において、人権教育推進計画を策定し、人権教育を推進するとともに教職員研修の充実を図る。	教育相談課
22	市内事業所へのセクハラ対策支援	DVDの貸し出しやリーフレットの配布、また事業所内の対応策の確立に向けた支援を行う。	人権政策室
23	セクシュアル・ハラスメント防止対策(庁内)	・セクハラについての意識啓発のため「セクハラ相談のしおり」を配布や掲示するとともに、「苦情相談制度」の周知を図る。 ・学校園においては、セクハラ相談窓口を通じて、防止啓発を行う。	ユブライクス推進課 教育相談課

2 子どもに対する性暴力・性的虐待の防止

- ①児童ポルノや児童買春なども含め、子どもに対する性暴力・性的虐待を防止するための啓発に取り組みます。
- ②子どもたちが、自分の身体と心を守り、万一被害にあった時には、一人で抱え込まず相談することができるよう教育・学習に取り組むとともに、子どもたちがひとりの人間として尊重され、安心して相談することができる環境づくりに取り組みます。

番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
24	児童虐待の防止啓発	児童虐待防止啓発のポスター、チラシ等の配布や児童虐待防止ネットワーク事業において、市民向けの研修会を開催する。	家庭児童相談所
25	教育相談の推進	・小中学校において、子ども達が自分自身を大切にする自尊感情や、豊かな人間関係づくりを育む教育をすすめる。 ・幼児・児童・生徒及びその保護者等からの電話及び面談による教育相談の窓口を整備する。 ・小学校に、心の教室相談員、中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の悩みや課題の解決を図る。また、スクールカウンセラーが、中学校区の小学校においても相談活動を行う。	教育相談課
26	家庭児童相談事業	18歳までの子どもと家族の様々な相談に、家庭児童相談所の専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピーなどを行う。	家庭児童相談所

基本方向(2) 被害者に対する相談・支援対策の充実

1 安心して相談できる体制の充実

- ①被害者あるいは、被害者からの相談を受けた人への相談窓口や身近に暴力を見聞きした場合の対応方法などについての情報提供を充実します。
- ②女性被害者にも、男性被害者にも相談しやすい相談窓口を整備します。その際には、高齢者、及び障害者・障害児のための相談窓口と連携を図ります。
- ③日本語が不自由な外国籍市民、及び外国出身の市民の相談体制を整備します。
- ④相談窓口や学校現場において、DV加害者の追跡等からDV被害者を守るため安全確保の取り組みを行います。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
27	相談機関等についての情報提供	DV被害者向けの相談機関の案内リーフレット、及びDV・デートDV相談案内カードを作成し、公共施設に設置するとともに、人権擁護委員会や民生児童委員会、事業所、民間医療機関、市内高校、大学など教育機関との連携のもと配布し相談窓口の周知を図る。また、ホームページや広報等への相談窓口の掲載により、広く市民に周知を図る。	人権政策室
28	支援者の育成	身近な人からDV被害の相談を受けた際の対応方法等についての講座や研修会を開催する。	人権政策室
29	相談支援対策の充実	府中央子ども家庭センター、警察をはじめとする関係機関、及び市の福祉部門を中心とする関係課で構成する「DV関係機関連絡会議」を定期開催し情報の共有化を行うとともに、相談支援対策の充実を図る。	人権政策室
30	男女共生フロア等におけるDV相談	男女共生フロアにおいて、生き方相談(面接)や電話相談における女性カウンセラーによる心理的サポートや情報提供、及び弁護士相談、グループ相談を行い、エンパワメントを支援する。また、男性被害者の相談窓口を整備する。支援にあたっては、家庭児童相談所、高齢者、障害者・障害児の相談窓口はもとよりDV関係機関連絡会議の構成機関間の連携強化を図る。	人権政策室
31	相談しやすい環境づくり	相談しやすい環境づくりのため、男女のケースワーカーや相談員を配置する。	市民相談課 人権政策室 高齢社会室 生活福祉室 障害福祉室 子育て支援室 家庭児童相談所 市民病院
32	相談案内等の外国語翻訳・通訳	相談案内リーフレットやカードの外国語(6か国語)への翻訳を行い、相談窓口の周知を図る。 日本語での意思疎通が困難な外国籍市民や外国出身の市民が安心して相談することができるよう、必要に応じて通訳者を確保できる仕組みを作る。	人権政策室
33	相談窓口の安全確保	警察との連携のもと、各相談窓口において、DV被害者の安全確保を最優先とすることを徹底し支援にあたる。	人権政策室

2 緊急かつ安全な保護の実施

①警察署をはじめとする関係行政機関との連携強化のもと、緊急時の被害者の安全確保に努めます。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
34	緊急一時保護事業	DV 被害者に対して、早朝、夜間等の迅速な安全確保を行い、負担軽減を図るため、緊急一時保護を行う。また、府の一時保護施設までの交通費を所持していない場合、交通費の支援を行う。	人権政策室

3 自立への支援の充実

①被害者のサポートが適切に行なえるよう、また、二次加害を防止するため、関係行政機関職員に対して、被害者対応に関する研修等を充実します。

②被害者が早期に生活を再建できるよう、関係行政機関との連携のもと、心理的サポートや自立支援などに取り組みます。また、生活再建後も、暴力被害による心身の影響に配慮した心理的サポートに取り組みます。

③子どもがいる被害者の支援にあたっては、子どもの立場に立った支援に取り組みます。

④被害者、及びその関係者に関する情報については、被害者保護の観点から適正な取り扱いを徹底します。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
35	相談員、窓口職員研修	DV 被害者支援対応の研修を DV 関係機関連絡会議構成員及び関連職場の職員を対象に行う。	人権政策室
30	男女共生フロア等におけるDV相談（再掲）	男女共生フロアにおいて、生き方相談（面接）や電話相談における女性カウンセラーによる心理的サポートや情報提供、及び弁護士相談、グループ相談を行い、エンパワメントを支援する。また、男性被害者の相談窓口を整備する。支援にあたっては、家庭児童相談所、高齢者、障害者・障害児の相談窓口はもとより DV 関係機関連絡会議の構成機関間の連携強化を図る。	人権政策室
36	住民基本台帳事務における支援措置	より適正な支援を行うため、職場研修を行うとともに、住民基本台帳を利用している関係課等の連携体制の強化を図る。	市民課 各支所 人権政策室

4 施策推進のための連携

①DV相談・支援対策の実施にあたっては、被害者の人権の尊重と安全の確保を最優先し、関係行政機関、及びNPOと適切な役割分担のもと連携を強化します。また、その際には、児童虐待に関する相談支援対策との連携を図ります。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
37	関係機関との連携強化	DV 関係機関連絡会議を中心に関係行政機関との連携強化を図るとともに、NPO と連携し、DV 被害者の早期の生活再建を図る。その際には、DV 被害者の人権の尊重と安全確保を最優先するとともに、児童虐待が複合する場合には、家庭児童相談所との連携を図る。	人権政策室

基本目標 3 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する

基本方向(1) 生涯を通じた男女の健康支援

- ①生涯を通じた健康保持増進のための普及啓発や健康教育、健康相談、健康診査、などを推進します。
- ②安全な妊娠・出産、また、性感染症の予防などに関する正しい知識や情報提供を行うことにより、主体的に健康を保持できるように支援します。
- ③自殺予防の観点からストレスケアなどのメンタルヘルスに関する講座や情報提供などの取り組みを推進します。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
38	健康づくり推進事業	枚方市健康増進計画「ひらかた みんなで元気計画」に基づき、枚方市健康づくり食生活改善推進員・枚方市健康リーダーとの共同による地区組織活動や講演会等の啓発事業を実施する。	保健センター
39	健康教育事業	生涯を通じた健康に関する健康講座を開催する。市民が参加しやすいよう、各生涯学習市民センターでの定期開催や地或依頼等の出前講座を行う。	保健センター
40	各種健康診査の受診促進	住民健康診査の際に保育を行うことなどにより若年層の受診を促進するとともに、PTA協議会と連携して女性のがんの健康講座を行って、受診を勧める。	保健センター
41	妊娠・出産に関する情報提供	安全な妊娠・出産ができるように、マタニティスクールや両親学級などにおいて、家族計画や母体保護など、妊娠・出産に関する情報提供を行う。	保健センター 市民病院
42	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発	パンフレット・ポスター等の掲示により、情報提供を行う。	保健センター 市民病院
43	妊産婦等女性の健康管理の支援	・妊産婦健康診査費用の助成を行い、受診しやすい環境づくりに取り組む。 ・女性が受診しやすいように各診療科において女性医師の確保に努めるとともに、女性医師による女性外来を実施する。	保健センター 市民病院
44	メンタルヘルス講座の開催	固定的な性別役割分担意識によるストレスを踏まえて、メンタルヘルスに関する講座や情報提供を行う。	人権政策室
45	自殺防止事業の実施	専門の研修を修了した相談員による電話相談の実施、及び自殺のサインに早期に気づき、専門の相談機関につなぐ役割を担うゲートキーパーの養成、市民への情報提供と啓発を行う。	健康総務課

基本方向(2) 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者等への支援

- ①加齢や障害により介護が必要な方の身体機能やライフスタイル、意識等の男女の違いに配慮し、当事者及びその介護者への支援に取り組みます。
- ②男女共同参画の視点に立ち、性別や年齢、障害の有無を問わず、それぞれのライフステージにおいて、自分らしい生き方が実現できるよう支援を行います。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
46	介護に関する情報提供・相談の充実	地域包括支援センターにおいて、家事、介護が不慣れな男性介護者などにも配慮し、介護に関する情報提供や相談を行う。	高齢社会室
47	障害に関する相談機能の充実	公立保育所、通園施設での巡回相談や私立保育所での保育相談、学校での専門家による巡回相談や窓口相談において、一人ひとりの障害の状況や性別に応じた相談を行う。	子育て支援室 教育相談課

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
48	高齢者・障害者へのサービス提供	・高齢者のライフスタイルや人生の中で培われてきた個々の意識や性別の違い、尊厳の保持に配慮したサービス提供に努める。 ・障害者の個々のニーズを把握の上、性別の違いや人権の視点を踏まえ、状態に応じた適切なサービス提供に努める。	高齢社会室 障害福祉室
49	高齢者の健康維持増進の支援	高齢者健康づくりプロジェクトを中心に、自己の健康づくりだけではなく、地域全体の健康づくりを支える力として活動できるよう、多様な事業展開を行う。	高齢社会室
50	障害者の在宅福祉支援	市内6か所の地域活動支援センターで障害者やその家族の地域生活を支援するために、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに社会との交流の促進を図り、障害者の地域生活に必要な相談や情報提供を行う。	障害福祉室

基本方向(3) ひとり親家庭等への支援

- ①母子、父子の家庭を問わず、ひとり親が子育てしながら働けるように、就労支援や育児支援、働きやすい職場環境の促進に取り組めます。
- ②経済的に困難なひとり親家庭等において、子どもの教育や進学などについての経済的負担を軽減できるよう支援します。
- ③ひとり親が定期的集い、交流や情報交換を行えるよう支援します。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
51	保育所入所の配慮	就労しているひとり親には、選考基準の入所点数を高くするとともに、月途中の入所を受け入れる。	子育て支援室
52	自立支援プログラムの策定	ハローワークと連携して、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立に向けたプログラムを策定しきめ細かな支援に取り組む。	子育て支援室
53	ひとり親家庭の生活支援	・母子自立支援員を配置し、ひとり親の各種相談、支援サービスの情報提供を行う。 ・父が不在等のため、育児等日常生活に支障のある父子家庭に対して、生活支援員を派遣し、日常生活、特に家事・育児に対する援助を行う。母子家庭の母に対しては、府の制度を案内する。	子育て支援室
54	ひとり親家庭医療費助成の実施	ひとり親家庭等の18歳に達した最初の3月31日までの子がいるひとり親家庭に、医療費の一部を助成する。	医療助成課
55	児童扶養手当の支給	18歳に達した最初の3月31日までの子がいるひとり親に、児童扶養手当を支給する。福祉関係課との連携のもと制度の周知を図る。	年金児童手当課
56	子どもの教育・進学援助の実施	経済的理由によって就学が困難な家庭に、小・中学生就学援助や幼稚園就園奨励費補助等の制度を行う。	学務課
57	ひとり親の情報交換・交流支援	シングルマザー同士が集い、情報交換や交流を行う場を男女共生フロアなどで月1回程度設ける。	人権政策室

基本目標 4 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する

基本方向 (1) 安心して子育てや介護ができるための支援

①低年齢児保育、延長保育、特定保育、一時預かりなどの保育所サービスや留守家庭児童会事業など、子どもを健やかに生み育てることと仕事との両立が図れるよう、引き続き、多様なニーズに対応した子育て支援に取り組みます。また、新生児訪問や乳児のいる全家庭を訪問する事業等を通して、出産直後の育児不安の解消や子育て支援に努めます。

② 子育てに伴う負担感、不安感を軽減するため、育児の相互扶助活動の充実や地域子育て支援拠点施設の増設など地域での相談・支援体制を充実します。

③妊娠期から出産・育児の情報提供を行うことにより、出産・育児に対する不安を解消するとともに、当事者同士の交流を図るための取り組みを行います。

④介護に不安や悩みを持つ家族への支援として、家族介護教室の開催や介護者同士の交流を図るための取り組みを行います。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
58	保育サービス(低年齢児保育・延長保育・特定保育・一時預かり)	仕事と子育ての両立を支援するため、低年齢児保育では、0歳児から2歳児までの定員枠を拡大、また、延長保育では、勤務形態の多様化による延長保育の需要に対応するため、延長保育の充実を図る。	子育て支援室
59	留守家庭児童会事業	保護者の就労や病気などの理由により、家庭で十分に保育を受けることができない児童の豊かで安全な放課後の生活を確保し、保護者が働くための環境整備に資するため、市内45小学校で実施する。	社会教育青少年課
60	こんにちは赤ちゃん事業	赤ちゃんが4か月を迎えるまでに各家庭を訪問し、子育て支援サービスの情報提供を行う。	子育て支援室
61	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターにおいて、会員組織の活動をより一層推進するため、会員増に努めるとともに、フォローアップ講座を実施するなど活動しやすい体制を作る。	子育て支援室
62	地域子育て支援拠点事業	広場さぶり、ファミリーポートひらかた、公私立保育所(園)6園で実施している地域子育て支援拠点事業を、4エリアに4か所ずつに増やす。	子育て支援室
63	母子保健事業	母子訪問指導事業や母子健康教育事業、母子健康相談事業を実施し、妊産婦及び乳幼児の保護者の疾病の予防や健康保持、育児不安の解消に努めるとともに、マタニティスクール等を通じ男性パートナーの育児参加を支援する。	保健センター
64	北河内夜間救急センター運営事業	夜間の子どもの急病に対応する北河内夜間救急センターの運営により、子育てにおける不安解消を図る。	健康総務課
65	子育てサークルの地域ネットワーク支援	地域の子育てサークルに関する情報について、ホームページなどにより市民への情報提供を行う。また、定期的にサークルリーダー会議を開催し、子育てサークル相互での情報交換の場を設定する。	子育て支援室
66	家族介護支援事業	男性介護者が増加していることを踏まえ、在宅介護を行っている家族等に対し、介護方法や介護者の健康づくり等について講座の開催、介護者間の情報交換やリフレッシュを図るための日帰り旅行の実施など、介護者への支援を行う。	高齢社会室

基本方向(2) 就業・起業・再就業したい人への支援

①固定的な性別役割分担意識にとらわれず、能力を発揮し、幅広い職種に就業・起業できるよう、また、働き続けられるよう、パソコン講座などの職業能力開発の支援や相談、情報提供体制を充実します。

②母子家庭の母が自らの能力を生かして、自立可能な収入の確保ができるよう、就業を目指した教育訓練や資格取得のための支援、相談・情報提供などの就業支援に取り組みます。

番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
67	創業支援	地域活性化支援センターで、新しい発想やアイデアで起業しようとする人、新事業分野や地域の課題をビジネスで挑戦しようとする人に対して、事業計画の立て方や、資金調達、販路開拓など、さまざまなアドバイスを行う。	産業振興課
68	地域就労支援事業	NPO 枚方人権まちづくり協会内に地域就労支援センターを設置し、地域就労コーディネーターが、就労困難者の相談を受け、諸制度や研修・講習会等の情報提供を行う。また、スキルを身に付けるためパソコン等の能力開発講座を実施する。	産業振興課
69	就労支援講座	男女共生フロアで、これから働きたい女性やシングルマザーが、幅広い職種に就けるよう、多様な講座を開催する。	人権政策室
70	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	就業支援として、雇用保険制度などの指定した講座を受講し、修了した後に受講料の2割(上限10万円)を給付する。	子育て支援室
71	母子家庭高等技能訓練促進費給付事業	看護師・保育士等の資格取得のため、2年以上養成機関での修業を要する場合、修業期間について、給付金を支給する。(児童扶養手当の所得制限を準用)	子育て支援室

基本方向(3) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保の推進

①男女雇用機会均等法の履行はもとより、男女間の管理職の比率格差の是正、賃金格差の解消や、妊娠中や出産後も安心して働くことができる雇用環境を目指した取り組みを進めます。

②非正規労働者の処遇・労働条件などに関する法令の周知に取り組みます。

基本方向(4) 働きながら、育児や介護ができる職場環境の整備促進

①男女がともに育児と介護を担いながら仕事を継続していきことができるよう、育児・介護休業の取得や職場復帰しやすい環境の整備を促進します。

②性別にかかわらず、仕事と家庭生活との両立を図り、地域社会にも参加することができる、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するための啓発などに取り組みます。

番号	取り組み名	取り組み内容	所管課
72	制度の周知・啓発	枚方事業所人権推進連絡会を中心として、広く市内事業所との連携のもと、男女雇用機会均等法や育児介護休業法、パートタイム労働法等の関係法令、またポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランス等について、リーフレット等を活用し、事業所及び市民への周知・啓発を行う。	人権政策室
73	制度の周知・啓発(庁内)	子育て支援のためのハンドブックをペガサスシステムに掲示し、男性職員においても、育児・介護休業が取得できることの周知を行う。また、「枚方市特定事業主行動計画」に基づき、作業部会において職員が子育てと仕事の両立ができるよう取り組む。	職員課

基本目標 5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する

基本方向 (1) 政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進

- ①市の審議会等の委員に占める女性委員数の比率については目標を35%とし、全体平均比率ではなく、すべての審議会等で達成できるように取り組みます。
- ②市の職員の採用については、性別によることなく能力等の実証に基づき行うとともに、市職員の男女別構成のバランスを図るため、職域の拡大、能力開発に積極的に取り組みます。
- ③市や教育機関等における管理職に占める女性職員数の比率の上昇を図ります。
- ④政策等の意思決定と実行の過程への男女共同参画を促進するため、市職員への専門的な能力・多様な知識の習得・向上を図る各種研修を充実します。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
74	審議会の女性委員数比率の向上	すべての審議会にて女性委員比率が35%以上になるように取り組む。	全 課
75	職員の能力開発	市職員の男女別構成のバランスを図るために、職域の拡大、能力開発に取り組む。	人材育成課
76	管理職に占める女性職員数の比率の向上	・庁内においては、人材育成型の「人事計画」に基づき、管理職の女性職員比率を向上させる。 ・教育委員会においても、管理職の女性職員比率を向上させる。	人事課 教職員課
77	各種職員研修の充実	政策等の意思決定と実行の過程への男女共同参画を促進するため、市職員への専門的な能力・多様な知識の習得・向上を図る各種研修を充実する。	人材育成課

基本方向 (2) 男女共同参画の視点立った施策展開

- ①施策の策定・実施に際して、性別により違いがあるものについては、男女共同参画の視点から適正であるかの確認を行います。
- ②取り組みの具体化にあたっては、男女共同参画の視点に立った企画・運用を行い、効率的・効果的な展開を図ります。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
78	男女共同参画推進担当者への研修	各課配置の男女共同参画推進担当者への研修を行い、各職場における男女共同参画の推進及び浸透を図る。	人権政策室
79	男女共同参画の視点による施策確認	・施策の策定・実施に際して、性別により違いがあるものについては、男女共同参画の視点から適正であるかの確認を行う。 ・各種申請書、証明書等の様式を作成する際に、不必要な性別欄を設けない。	全 課
80	男女共同参画の視点に立った企画・運用	事業の企画に男女がともに携わったり、運用に際し男女双方が利用しやすい、またその効果がどちらかに偏っていないか等、男女共同参画の視点に立ち実施する。	全 課

基本方向 (3) 関係機関・市民団体等との連携強化

①男女共同参画を推進する施策をより効果的に推進するため、関係機関等との連携を深めた取り組みを進めます。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
81	関係機関・市民団体等との連携強化	男女共同参画を推進する施策をより効果的に推進するため、関係機関等との連携を強化して取り組みを具体化する。	人権政策室

基本方向 (4) 市民参加による外部評価と計画の進行管理

①男女共同参画計画の進捗状況の公表にあたっては、市民にわかりやすく行うとともに、市民がその結果に対し、評価を行いやすいよう工夫します。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
82	計画の進捗状況の公表	各年度ごとに進捗状況を公表する際には、市民が評価を行いやすいように工夫する。	人権政策室

基本方向 (5) 推進のための拠点施設機能の充実

①男女共生フロアにおいて、DVをはじめとした人権や悩みに対する相談、自助グループの形成など具体的な活動につながるような啓発・学習・情報提供、交流機会の提供などの取り組みを充実します。

②市のあらゆる施策に対して、男女共同参画の視点から、総合調整の役割を果たすため、関係機関と連携しながら機能強化を図ります。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
83	DV相談の充実	DV関係機関連絡会議を中心に関係機関と連携しながら、DVに関する情報提供や相談対応を充実する。	人権政策室
84	男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの充実	DV等の相談や男女共同参画啓発、DV防止啓発、また自助グループの形成や情報交換、交流などの拠点施設として十分に機能するよう取り組みの充実を図る。	人権政策室
85	施策の男女共同参画の視点からの総合調整	男女共同参画に関する施策への意見の対応等とおして、男女共同参画の視点から検証し必要に応じて総合調整を行う。	人権政策室

基本方向 (6) 苦情処理・人権侵害相談体制の充実

①男女共同参画に関わる施策への意見の申出や性別を理由とする人権侵害等の相談について、安心して気軽に申出・相談できる環境を整えます。あわせて、必要な支援に取り組みます。

②リーフレットなどによって、男女共同参画に関わる施策への意見の申出方法や性別を理由とする人権侵害等の相談体制について周知します。

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	所管課
86	苦情処理・人権侵害等の相談体制の充実	・安心して気軽に申出・相談ができる相談窓口を整備し、必要な支援のための関係機関との連携の仕組みを構築する。 ・PRリーフレットを講座開催時に配布したり、各公共施設等に設置し周知を図る。	人権政策室

第2次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム
(平成23年度～平成27年度)

発行年月 平成23(2011)年4月
発行 枚方市
編集 枚方市市長公室人権政策室
〒573-8666
枚方市大垣内町2丁目1-20
TEL: 072-841-1221(代)
FAX: 072-841-1700
E-mail: jinken@city.hirakata.osaka.jp